

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	軽自動車税の課税に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秦野市は、軽自動車税の課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県秦野市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の課税に関する事務
②事務の概要	①住民・全国軽自動車協会連合会・他自治体等から申告情報を取得する。 ②取得した申告情報を軽自動車税システムに登録する。 ③他自治体の資料については、該当する自治体へ回送する。 ④納税義務者に対し、納税通知書を送付する。 ⑤課税の情報に基づき、申請に応じた各種証明書を発行する。 ⑥住民等から減免申請を受付・登録し、通知を送付する。
③システムの名称	軽自動車税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表の48項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市民税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秦野市総務部文書法制課 〒257-8501 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号 電話 0463(82)5119
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部市民税課 〒257-8501 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号 電話 0463(82)5129
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、軽自動車税の課税に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報及び本人情報が記載された申請書、課税資料等の軽自動車税システムへの入力 ・特定個人情報及び本人情報が記載された申請書、課税資料等の保管及び廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	秦野市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に基づき、特定個人情報の含まれる申請書の原本については事務担当者以外が容易に閲覧できないように施錠管理された保管庫や棚に保管する等、漏えい、滅失、毀損を防ぐための物理的安全管理措置を講じており、課税台帳についても利用時にユーザーID・パスワードによる認証を行っており、権限のない者は閲覧できないようにするなど技術的安全管理措置を講じていることから特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と判断する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	財務部市民税課	総務部市民税課	事後	組織改正のため。
令和1年6月2日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	秦野市政策部文書法制課	秦野市総務部文書法制課 〒257-8501 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号 電話 0463 (82)5119	事後	組織改正のため。
令和1年6月2日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	財務部市民税課	総務部市民税課	事後	組織改正のため。
令和2年6月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施する	実施しない	事後	簡易な変更のため
令和2年6月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 27項	空欄	事後	簡易な変更のため
令和2年6月2日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	総務部市民税課	秦野市総務部市民税課 〒257-8501 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号 電話 0463 (82)5129	事後	簡易な変更のため
令和2年6月2日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	簡易な変更のため
令和2年6月2日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年6月31日法律第27号)第9条第1項 別表第1の16項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年6月31日法律第27号)第9条第1項 別表第1の24項	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	簡易な変更のため
令和7年1月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和6年12月13日 時点	事後	簡易な変更のため
令和7年1月31日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和6年12月13日 時点	事後	簡易な変更のため
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 大手を介入させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である		
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介入させる作業 判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、軽自動車税の課税に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報及び本人情報が記載された申請書、課税資料等の軽自動車税システムへの入力 ・特定個人情報及び本人情報が記載された申		
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策		
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	2) 十分である		
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	秦野市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に基づき、特定個人情報の含まれる申請書の原本については事務担当者以外が容易に閲覧できないように施設管理された保管庫や棚に保管する等、漏えい、滅失、毀損を防ぐための物理的安全管理措置を講じており、課税台帳についても利用時にユーザーID・パスワードによる認証を行っており、権限のない者は閲覧できないようにするなど技術的安全管理措置を講じていることから特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる		